

第 39 回 大阪市人権施策推進審議会 会議録

- 1 日 時 令和元年 6 月 14 日（金） 13 時～15 時
- 2 場 所 市役所屋上階 P1 会議室
- 3 出席者 （大阪市人権施策推進審議会委員）
 - ・木下 吉信 ・佐川 佳代 ・佐々木 りえ
 - ・杉田 忠裕 ・鈴木 暁子 ・高山 直樹
 - ・辻川 松子 ・妻木 進吾 ・（会長代理）三成 美保
 - ・宮本 京子 ・（会長）山西 美明 ・和田 芳香（事務局）
 - ・田丸市民局理事 ・山本ダイバーシティ推進室長
 - ・森人権企画課長 ・藤本多文化共生担当課長
 - ・古武共生社会づくり支援担当課長
 - ・北邑人権啓発・相談センター所長 ・姫野人権企画課長代理
- 4 議 題 （1）大阪市人権行政推進計画に基づく令和元年度の取組みについて
 - ア 「人権の視点！100！」実行プログラムの取組みについて
 - イ 人権啓発の取組みについて
 - ウ 人権相談の取組みについて
 - エ L G B T などの性的少数者にかかる取組みについて（2）個別の課題について
 - ア 大阪市多文化共生指針（仮称）の策定について
 - イ 大阪市犯罪被害者等支援条例（仮称）の制定について
- 5 報 告 第 8 回大阪市同和問題に関する有識者会議について
- 6 議 事

○廣原人権企画課担当係長 お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから「第

39回大阪市人権施策推進審議会」を開催させていただきます。

本日はお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会を担当いたします市民局ダイバーシティ推進室人権企画課担当係長の廣原でございます。よろしくお願いたします。

まず、本日の審議会の取扱いをご説明いたします。この審議会につきましては、「大阪市人権施策推進審議会規則」及び「審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づき公開といたしております。また、情報公開の観点から、本日の議事録、議事要旨につきましては、後日、市民局ホームページに掲載する予定でございます。

次に、本日の資料等についてご案内いたします。お手元に「第39回大阪市人権施策推進審議会次第」、「大阪市人権施策推進審議会委員名簿」、「配席図」をお配りしております。議事資料につきましては「資料一覧」のとおりお配りしておりますので、その都度ご確認ください。

資料についてですが、元号の表記が平成31年度と令和元年度となっており、統一しておりません。申し訳ありませんが、いずれにしても本年度の取組みであるということをご理解賜りますようお願いいたします。

本日まで出席いただいている委員の皆様につきましては、「配席図」の配付をもってご紹介とさせていただきます。

なお、前田委員におかれましてはご欠席でございます。

また、事務局につきましても紹介を省略させていただきます。

それでは、大阪市からの出席者を代表いたしまして、市民局理事の田丸からご挨拶を申し上げます。

○田丸市民局理事 皆様、こんにちは。市民局の田丸でございます。

皆様方におかれましては、本日はご多用のところご出席賜りましてまことにありがとうございます。また、日頃から人権施策の推進はもとより、市政の全般にわたりましてご理解、ご協力いただいておりますことを、この場をお借りいたしましてお礼申し上げます。ありがとうございます。

当審議会の設置根拠でもございます「大阪市人権尊重の社会づくり条例」におきましては、大阪市は、一人ひとりの人権が尊重される社会、そして国際人権都市大阪をめざす旨うたわれており、近年増加しております外国人住民や多くの外国人観光客が来阪される状況もある中、いよいよG20大阪サミットの開催が2週間後に迫りまして、さらには2025年に大阪・関西万博の開催が予定されるという状況など、世界に開かれたまち大阪を意識する機会が増えてきていると、実感しているところでございます。

現在、人権を取り巻く状況といたしましては、子どもをはじめとした社会的弱者への虐待について、痛ましい事件が後を絶たない状況がございます。また、インターネット上の誹謗中傷や個人情報取扱いの問題、LGBTなど性的少数者に対する差別、北朝鮮における拉致の問題に加えまして、不幸にして犯罪の被害者となられた方やそのご家族の方の尊厳の確保など、多様な課題があり、それらへの対応が求められている状況がございます。

本日の審議会では、お手元の次第にごございますとおり、人権行政推進計画に基づく令和元年度の各種の取組みにつきまして事務局からご説明し、ご審議を賜ります。個別の課題といたしましては、前回に続きまして多文化共生に関する新たな指針の策定に関する取組状況や、犯罪被害者等を支援するための条例の制定に関する検討の進捗状況などについてご説明し、ご審議を賜りたいと考えております。

本日は大変限られた時間ではございますが、それぞれの課題につきまして皆様から忌憚のないご意見を賜り、今後の人権行政に生かしてまいりたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

最後に、この場をお借りいたしましてお願いでございます。先ほども触れましたが、G20大阪サミットがいよいよ再来週の28日、29日に住之江区のインテックス大阪において開催されます。このサミットはこれまでにない大規模な国際会議と聞いております。そのため、会議の前後を含めまして4日間は交通規制等で皆様にご不便をおかけすると予想されますが、サミットの無事成功に向け、ご理解、ご協力をよろしくお願いしたいと思います。

本日は最後までよろしくお願いいたします。

○廣原人権企画課担当係長 それでは、これより議事に入ってまいります。ご発言いただく際には、机の上にご用意しておりますマイクを通じてご発言いただきますようお願いいたします。

以降の議事の進行につきましては、山西会長にお願いしたいと存じます。山西会長、よろしくお願いいたします。

○山西会長 皆さん、こんにちは。ご苦労さまです。会長の山西です。よろしくお願いいたします。それでは、お手元の審議会次第がございますので、それに従いまして議事を進めてまいります。

議題の(1)の大阪市人権行政推進計画に基づく令和元年度の取組みについてのア、「人権の視点！100！」実行プログラムの取組みについて、事務局より説明をお願いいたします。

○姫野人権企画課長代理 人権企画課長代理の姫野です。どうぞよろしくお願いいたします。

「人権の視点！100！」実行プログラムの取組みですが、大阪市人権行政推進計画～人権ナ

ビゲーション〜に基づきまして、大阪市の24区役所、また26の局・室の全部局が人権尊重の視点からの行政運営を進めることといたしまして、各所属におきまして毎年度実行プログラムを策定・実施をし、日常業務の改善・見直しに取り組んでいるところでございます。

プログラムの策定に当たりましては、6つの視点を踏まえて取り組むこととしており、1点目が、正確にわかりやすくとした「伝える」こと、2点目が、市民ニーズを的確に把握するため「聴く・知る」こと、3点目が、誰もが参加しやすい環境整備の「備える」こと、4点目が、市民の利便性の向上を図り、行政サービスを推進する「支える」こと、5点目が、市民と行政とが協働する「つながる」こと、最後6点目は、本市が率先して社会的責任を果たす「務める」こととしております。

資料の表は、左側に昨年度の評価内容としてプログラム名称、実績、6つの視点において評価できた項目及び評価できる点を掲載しており、右側に本年度の策定内容といたしましてプログラム名称、目標及び6つの視点で評価が期待できる項目について、各所属の概略を取りまとめ、一覧表にさせていただいたものでございます。

まずは区役所につきまして特徴的な事柄をご説明させていただきます。区役所につきましては、平成30年度は6つの視点のうち「備える」が15区で、また「務める」で14区役所が取り組まれており、一定の評価や効果が出ているところでございます。右側に移りまして、平成31年度の取組み目標につきましても、昨年度の評価等も踏まえ、障がい者や性的マイノリティ、高齢者等にソフト・ハードともに誰もが参加しやすい環境づくりといたしまして、接遇力の強化に向けた市民サービス向上などが挙げられております。

次のページをご覧ください。局と室でございます。局・室におきましては、これまでも職員の人権意識の向上という点でさまざまな人権課題におけます意識を向上していくというふうな取組みに重きを置いておりまして、その中でも平成31年度におきましてはLGBTや個人情報保護などの理解促進に向けまして、ニュースレターやeラーニングの実施を複数回にわたって周知していくこととしております。報告につきましては以上です。

○山西会長 ありがとうございます。

ただいま事務局の議題(1)のA、「人権の視点！100！」実行プログラムの取組みについて説明がありました。ご意見、ご質問等は、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に進ませていただきます。では、引き続き取組みよろしく願いいたします。

次の議題(1)のイの人権啓発の取組みについて及びウ人権相談の取組みについて、事務局から一括でご説明をお願いいたします。

○北邑人権啓発・相談センター所長 人権啓発・相談センター所長の北邑でございます。どうぞ

よろしくお願いいたします。

今会長のほうからお話しがありましたように、イトウを一括してご説明させていただきます。

それでは、まず資料2をご覧くださいと思います。令和元年度大阪市人権啓発・相談センターにおける啓発事業の取組みについてご説明させていただきます。

最初に1ページの地域密着型市民啓発事業でございますけれども、地域に根差した啓発の担い手として活動していただいております人権啓発推進員の皆様方を対象とした各種の研修を実施しております、各区、各地域において人権啓発の一翼を担っていただく人材の育成をめざす事業として実施しております。

平成30年度4月より大阪市人権啓発推進員制度実施要綱を定め、本市の制度として創設いたしました。主な内容といたしましては、行政職として市長名による委嘱状を交付することといたしました。また、人権啓発推進員の役割といたしまして、本市が行う人権啓発事業の運営、その他市民に対する人権啓発に関する業務、並びに人権に関する問題又は市民からの相談を区役所その他関係機関の窓口等に取り次ぐ業務ということで、要綱のほうで明記をいたしました。令和元年度の取組みといたしましては、実施させていただく研修の内容については、現在、委託業者の選定中でございますので、人権啓発推進員の育成事業について、ここに記載させていただいております内容を基本に、委託業者が決定次第、事業を進めていくつもりでございますので、よろしくお願いいたします。

次に、2ページの市民啓発広報事業でございますけれども、さまざまな媒体を活用いたしまして、市民に人権問題への理解を深めていただくように広報を行うものでございます。最初に、啓発資料作成・増刷及び啓発映像ソフトの購入でございますけれども、適宜有効な資料等を購入いたしまして、配付・貸し出しを行っております。利用者アンケートを参考にしながら、LGBTをはじめとしてハラスメントの問題、DVの問題など、新たなジャンルも含めて購入をいたしております。平成30年度の貸し出し実績といたしましては、貸し出し本数が1,126本、延べ3万72人の方に視聴いただいております。

次に、人権啓発情報誌である「大阪市人権だよりKOKOROねっと」でございますけれども、昨年度に引き続きまして若者の層の皆様方にも読みやすい内容になるように、また地域レベルでの人権の取組みを紹介させていただくなど、誌面内容の充実を図っております。年3回発行いたしまして125か所の本市関係施設、140か所のOsakaMetro地下鉄の駅等へ配架しております。特に2月発行分につきましては、小学校の高学年の児童向けにいじめを題材にして、4ページの特集号として3万8,000部を作成いたします。これは平成29年度からの取組みでございませ

て、昨年度は約300ある小学校約1万9,000人の6年生の児童を対象として配付し、道徳の授業やホームルーム等の中で教材として活用していただきました。また、今後の小学校高学年に向けての人権教材としては、いじめをテーマとすることに引き続き高いニーズがあると同時に、多くの子どもたちが利用するようになってきたパソコンや携帯、スマホ等のインターネット、SNS等の取扱いについて、学校の先生方の関心が高いという結果が出ております。

次に、3ページ目の障がいのある人にかかる人権啓発事業でございますけれども、現在、若年層を対象とした事業を企画立案しているところでございます。企画ができ上がり次第、プロポーザルによる業者選定を実施してまいります。この事業は、昨年度より始めたものでございまして、昨年度は市内の中学校と共同いたしましてワークショップを開催し、LGBTなどの性的少数者の問題について、参加者相互の認識や課題の共有を行いながら、人権意識を高めてまいりました。アンケートにおきましても、参加した生徒の90.7%が、LGBTなど性的少数者への理解が深まったとの回答をしています。このワークショップの様子をDVD化し、各中学校に配付いたしまして、教育活動の中で活用いただくようお願いしております。

今後とも、人権意識の高揚が望まれる若年層を対象とした市民啓発を行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、4ページの参加・参画型事業でございますけれども、市民が主体的に人権を学ぶ機会を提供することを目的としており、とりわけ人権への関心が低いと言われる若年層を対象に人権意識の醸成を図ることとしております。

最初に、人権に関する作品募集でございますけれども、人権に関するキャッチコピーを募集し、優秀作品をさまざまな人権啓発の広報印刷物等に活用することによって、各区等の人権啓発事業で活用してまいります。

次に、人権の花運動、Jリーグセレッソ大阪との連携・協力事業ですけれども、大阪市、大阪法務局、大阪第一人権擁護委員協議会等で構成いたします人権啓発活動大阪地域ネットワーク協議会との連携事業として、全国一斉に国の基本方針に沿って実施されており、引き続きこの事業を実施してまいります。

次に、5ページの企業啓発推進事業でございますけれども、市内の企業・事業者等における人権啓発や人権研修への支援を行う事業でございます。より効果的な研修内容となるよう、テーマや講師の選定を行うとともに、参加者の拡大につなげるよう努めてまいります。平成28年12月に施行されました「部落差別解消の推進に関する法律」や、本年4月に施行されました「改正出入国管理及び難民認定法」、また、このたび制定されました「労働施策推進法」など、今日的な

動向を踏まえながら、LGBTなどの今日的な人権課題もテーマとして取り入れるなどさまざまな講演会を実施してまいりたいと考えております。

次に、資料2-2につきましては、各区における人権啓発推進事業の実施計画でございます。各区におきましては、5月の憲法週間、12月の人権週間、1月の成人の日などさまざまな機会に年間を通してさまざまな啓発事業に取り組んでおります。事業手法も講演会、街頭啓発、映画会、研修会、セミナーなど集客性を高めるよう各区・各地域の特性に応じてさまざまな工夫を凝らしながら事業を実施しておるところでございます。

続きまして、資料3の大阪市人権啓発・相談センターにおける人権相談の取組みについてをご説明させていただきます。

相談事業につきましては、事業委託によりまして専門相談員を配置して実施しており、通常の時間帯のほか、平日夜間だけではなく、日曜日・祝日にも窓口対応を行っているほか、区役所への出張相談や弁護士相談、また、他の専門相談機関と連携して解決・支援等に当たるなど、より相談者ニーズに応じた相談体制としております。相談方法につきましては、電話・面談・ファクス・手紙ということでございますけれども、平成29年度より電子メールによる相談を開始しております。

2が、令和元年度の取組みでございます。複雑多様化している人権相談に対応し、実効性ある人権侵害の早期発見・救済を進めていくために、当センターの相談窓口の認知度の向上を図ってまいります。また、市民に身近な区役所における人権相談機能の充実及び専門相談機関等とのネットワークの充実に向けて取り組んでいます。

まず、(1)の認知度向上に向けた取組みでございますけれども、当センターの存在を知っているかということにつきましては、平成30年度に実施した民間ネット調査では17.8%でしたので、今年度は30%を目標として取り組みます。また、そのうち人権侵害を受けた場合の相談先として当センターを選ぶといった有用性につきましては、民間ネット調査の結果では47.4%でしたので、今年度は50%を目標として取り組んでまいります。

具体的な取組みにつきましては、アからオに記載しておるとおりでございますけれども、特にイに記載しております全ての世代において利用率が高いLINEなどSNSを活用した情報発信としてLINE@の登録者数を新規で100件以上を目標に取組みを行ってまいります。

次に、(3)の区役所における相談機能の充実に向けた継続的な取組みといたしましては、ケーススタディの事例研究内容の充実、あるいは区担当者のスキルアップのための相談担当者研修会を年2回実施しております。

次に、(4)の専門相談機関等とのネットワークの充実に向けた取組みといたしましては、関係

会議の開催による体制の連携強化を行うとともに、相談案件に応じたNPO団体等との連携の充実を図ります。

続いて、3の平成30年度の相談実績でございますけれども、電話・面談等による実相談件数は3,095件、一月平均で258件となっており、平成27年度からは減少しておるところでございます。また、相談内容を課題別に分けた課題別件数は4,730件となっております。これは、1つの相談で複数の課題に対する相談があるため、課題別のほうが実件数より1,635件多くなっているものでございます。

課題別相談内容の主な特徴としては、障がい者に関する課題が36.8%と最も多くあり、福祉サービス支援機関への不満や、地域や家族から孤立しているなど、日常生活におけるさまざまな不安による相談が多いわけでございますけれども、障害者差別解消法が平成28年4月に施行されたことに伴い、障がい者の方々の課題意識が高まってきたということも一因として考えられると思われま。また、LGBTに関する相談の件数は、平成28年度は10件、平成29年度は23件であったのが、平成30年度には158件と大幅に増加をしております。これは、平成30年度より毎月第2・第4金曜日をLGBT強化相談日として設定し、広報を行った効果もあったものと考えております。その他の項目が20.9%ありますけれども、これは頻回相談者からの会話が成立しにくい、相談内容が不明確な相談等、多数ございましたので、件数が増えておるところでございます。

ご説明としては以上でございます。よろしくお願いたします。

○山西会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から議題(1)のイ及びウについて説明がありました。ご意見、ご質問等は、ございますでしょうか。

どうぞ、杉田委員。

○杉田委員 ちょっとすみません、お聞きしたいんですけれども、企業啓発推進事業ですね、資料2-1、5ページですけれども、具体的に企業、事業所内での啓発講座をされているということで、企業に精力的にやっておるとわかるんですけれども、実際に参加された企業の数、事業所数は大体何社ぐらい。調べておられる間に、ついでに、来られた事業所さんが実際社内で人権研修された数は把握されていますかね。

○北邑人権啓発・相談センター所長 ありがとうございます。それぞれ事業ごとによって参加者数が変わってまいります。1つ目の例えば人権啓発基礎講座の場合でございますが、これはどちらかというと企業の中でも人権担当の新任の方を対象としておるものでございまして、平成30年度は合計で894の方が参加されておられます。人権啓発のスキルアップ講座につきましては

合計で479名の方が参加しておられます。ブロック別の講座につきましては合計数で865名の参加がございました。経営層の人権啓発講座につきましては475名ということになってございます。これらの研修につきましては委託事業者のほうでその後どういうふうにご利用したのかということで調査はさせていただいているのですけれども、具体的にどういう形でやったかというのを数値的な集約はある程度できているのですけれども、例えばということでしたら、社内で研修をしていただいたりとか、あるいはメールで企業内での情報を共有されたりとか、そういうさまざまな形で持ち帰って、それを生かしていただいているというふうには聞いております。

○杉田委員 それ以上質問しません。ただ、人数的に、今お聞きしましたけれども、大阪市内ですね、対象は。市内の企業、事業所。これは多いと思っているんですか、数が。少ないと思っているのか。認識としては。

○北邑人権啓発・相談センター所長 この事業につきましては企人協さんという団体さんが、非常に幅広く事業者さんを集めていただける団体さんでございしますが、やはり中小企業さんがなかなか加入していただけていないので、企人協さん自身も全事業者の中でいきましたら構成企業数は恐らく5%程度かなと思われま。その中でご努力いただいてやっておりますので、どちらかというとやはり中小さんに対して十分な浸透は図りにくいところがございますけれども、そこについては企人協さんも大変努力をされて、いろいろ今お声がけをさせていただいているところがございますので、そのような中で引き続き進めていくことが重要かなと考えております。

○杉田委員 大手企業さんがしっかりとコンプラされていますので、中小企業さんが一番大事なと思いますので、よろしくお願いします。

それと、もう1点すみません、アンケートですね、資料3ですけれども、2の(1)のところアンケートをとられておりますけれども、ちょっと教えてほしいんですけど、対象者ですね。どういう方を対象にしてアンケートをとられたのか。ごく一般市民ですか。アットランダムにとられたのか、それともどういう方を。資料3です。

○北邑人権啓発・相談センター所長 無作為抽出に近い形で。認知件数とか、今おっしゃっているのは有用性ですね。ほぼ無作為抽出の形でございます。

○杉田委員 無作為抽出。全く人権啓発・相談センターのことを知らない方もされている。結構高い数字ですね。

○北邑人権啓発・相談センター所長 ありがとうございます。

○山西会長 どうもありがとうございました。ほかにご質問、ご意見は、ございますでしょうか。妻木委員、どうぞ。

○妻木委員 企業にかかわってなんですが、公正採用の普及啓発に関して、重要な取組みだと思んですが、厚労省が、差別選考につながるので収集してはいけませんとか質問してはいけませんという項目があると思うんですが、その中の1つに、採用選考時に健康診断書の提出を求めてはいけないというのがあると思うんですが、大学の就職活動関係のページを見ると、企業向けに健康診断書というのが提出資料リストに載ってる大学がかなり多いようなんですが、そういうのって厚労省が収集してはいけないというのとどういう関係なのかなというのがよくわからなくて。自分の勤め先の大学も載っていたので、ちょっとおかしいんじゃないかとってすぐに削除されたんですが、大阪市内の大学でも幾つか残しているところがあるようで、そのあたりの対応も企業の啓発と同時に必要かなと。大阪市が対応すべきことなのかどうなのかよくわかりませんが、ちょっと気になったので発言しました。以上です。

○北邑人権啓発・相談センター所長 主たる官庁ということになれば大阪府のほうになろうかと思えますけれども、私ども相談サイドの関係で相談等が上がってくるようなのは、今先生おっしゃったようなケースはない状況でして、どちらかという面接のときに家族構成を聞かれたとかいうようなものはまだ若干散見されるかなというのが私ども人権相談を受けていて感じているところでございます。

○妻木委員 もし行政のネットワークでそういう問題提起がありましたよというのをお伝えいただけるならありがたいです。

○北邑人権啓発・相談センター所長 大阪府の関係機関のほうにも伝えてまいりたいと思います。

○妻木委員 よろしくお願ひします。

○山西会長 ほかにご意見、ご質問は、ございますでしょうか。

○和田委員 和田です。

資料の2-1の4ページ目なんですけれども、参加・参画型事業の中で市民が主体的に人権を学ぶ機会の提供というところなんですけれども、事業目的のところに、広く市民(とりわけ人権への関心が低いと言われる若年層)ということが括弧書きで書かれているんですけれども、こういうふうに若年層は人権への関心が低いよねという根拠というか考えというか、その背景にあるものを教えてください。

○北邑人権啓発・相談センター所長 やはり意識の調査をしたら、やはり少し低い結果が出ております。今日具体的に持ってきておりますデータは、「KOKOROねっと」という広報紙がございまして、人権意識の高い方がアンケートを見ていたら読んでいただいているのですけれども、30代以降の方は割と読んでいただく確率が高いのですけれども、20代以下の方がとっていただ

けていないとか、やはりそういうような結果も出ておりますので、有識者の方々からもそこには力を入れていったらというアドバイスもいただいている中で、全世代に向けて人権問題は取り組まないといけないのはおっしゃるとおりなのですが、ややそこには力を入れながらやっていかないといけないかなというふうに考えております。

○和田委員 ありがとうございます。ただ、例えば広報紙にアクセスしていないから人権意識が低いというのは、ちょっと断言はできないところあるのかなということと、あと個々の課題に対してその意識のばらつきというのものもあるのかなというふうに感じております。ありがとうございます。

○山西会長 恐らくこの書き方というのは、人権への関心が低いという言い方をすると、若干、じゃ、何を根拠に、どうして言えるんですかということになると思うので、とりわけ人権意識への共感を求めたい若年層とか、啓発を特にしたい若年層とか、そういう書き方にしたほうがよろしいんじゃないかなという気がします。

○北邑人権啓発・相談センター所長 今持っているデータということでお話しさせていただきましたが、今後書き方については工夫をさせていただきます。

○山西会長 そのほかご質問、ご意見は、ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○鈴木委員 鈴木と申します。

私も先ほどの資料の2-1の4ページですね、参加・参画型事業というところなんですけど、コメントになります。やはり人権啓発の手法が非常に研修であったりビデオということで限定的になってきている中で、どうしたら、特に若年層へ伝わるかというところで、例えばヘイトスピーチであったりいろいろある中で、別のところで実は今議論しているところなんですけれども、例えばいろんなゲーム性を持たせたりとか、手法としてはいろいろあると思うんです。それから、ベースにある考え方としては権利アプローチであったりいろいろあると思うんですけれども、一つやはりSDGsみたいなところを取り入れられてはどうかと思っております、やはりSDGsって非常に幅広い考え方なんですけれども、グローバルなレベルでの、基本はやはり誰一人取り残さないというところがベースになっておりますので、個別課題というところにフォーカスしていくのも一つあるんですけれども、もう少し包括的に、じゃ、誰一人取り残さない社会をつくるために、私たち、我々、私も含めてどうしていったらいいのかというところでの地域とか社会とか家族とか世界とのつながりみたいなところを教育ベースで少し考えていく必要があるのかなというのを最近特に感じておまして、既にいろんな事業決まっているかと思うんですけれども、手法の多様性と概念を少し広げていくというところはこれから検討してもいいのかなというところが一つ感想コメントになります。

○山西会長 ありがとうございます。コメントございますか。

○北邑人権啓発・相談センター所長 今おっしゃっていただいたこと、ある程度今事業が決まってきた中から、今年度ということではなくて、今後進めていく中で、今おっしゃっていただいたテーマの多様性とか、手法とか何らかの工夫ができるものがあれば考えていきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○山西会長 ほかがご意見、ご質問は、ございますでしょうか。森さん。

○森人権企画課長 よろしいですか。すみません。人権企画課長の森でございます。

先ほど若年層の人権への関心が低いのかどうかというふうなお話しありましたけれども、私ども5年に一度、市民意識調査を行っております。これ無作為抽出で18歳以上というふうなことでかけておりますけれども、その最新のものが平成27年度になるわけなんですけれども、こちらの数字がありますのでご参考にご紹介をしておきます。

人権に関心がありますかと、端的にそういうふうな聞き方をしている設問があるんですけれども、それに対しまして「関心がある」、「少し関心がある」、「余り関心がない」、「関心がない」、4つにお答えをいただくということになっておりますけれども、市全体で「関心がある」というのが24.9%、「少し関心がある」というのが40.1%ということでございますので、合わせて65%ほどというふうなことになるわけなんでございますけれども、10歳代でいいますと、「関心がある」が23.1%でやはり平均を下回っております、「少し関心がある」が30.8%、2つ合わせた平均が54%行かない程度かということですので、やはりちょっと低いのかなということでございます。20歳代につきましては「関心がある」がさらに下がりまして16.9%、「少し関心がある」が47.5%ですので、この2つを足しまして大体64%、これでようやく平均ぐらいというふうなことになるしております。一応そのような数字があるということでご紹介させていただきます。

○山西会長 ありがとうございます。

そのほかご質問、ご意見は、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今後とも、今出た意見も踏まえまして取組等よろしくお願いいたします。

では、引き続き議事を進めさせていただきます。議題(1)のエ、LGBTなどの性的少数者にかかる取組みについて、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○森人権企画課長 人権企画課の森でございます。改めましてよろしくお願いいたします。

LGBTなどの性的少数者にかかる取組みについてご説明をいたします。

まず資料4-1をご覧くださいませようよろしくお願いいたします。資料4-1でございますが、1番、理解促進にむけた取組みという中の(1)の職員の理解促進というところをご覧ください。平成28年

度からこの理解促進の取組みを始めまして、その成果をはかるため、30年度に数値目標を設定しまして職員の理解促進に努めてまいりましたけれども、1ページ目の図表でございますが、職員アンケートの結果を見ますと、特に1番の「知っていますか」は目標を達成したのでございますけれども、2番の性的少数者の方々に対し、正しく理解し、適切に対応することができると思いませんかという設問の部分なんです、ここに対する肯定的な回答の割合が、目標値に向かひまして改善はしておるんでございますが、目標とした値には残念ながら届かなかつたというふうなことでございます。

そこで、今年度につきましてはこれで終わりということにはできないということで、以前作成しておりました職員向けの窓口対応手引きというものがございましたが、これを実はリニューアルいたしまして、「多様な性のあり方に関する職員ハンドブック」というものを作っています。本日机上に参考資料として置かせていただいております。このハンドブックにつきましては既に各所属に周知済みではございますけれども、今年度はこれをもとにeラーニングの資料をつくりまして、職員向けにeラーニングの研修を実施することといたしております。ちょうど昨年度から職員向けのeラーニングのシステムが全庁的に整備されましたので、その仕組みも活用してまいりたいと思いません。末尾に理解度テストなどをつけることもできますので、そうしたことも工夫いたしながら全職員の理解対応力の最終的な整備に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

あわせて、指定管理者ですとか委託事業者、市の事業を担っていただくこうしたの方々に対しましてもこうしたeラーニングの内容をお知らせし、研修実施をいただけるよう、各区・局を通じて要請してまいりたいと考えておるところでございます。

資料4-1の2ページ目にまいりまして、(2)の市民・企業に対する啓発でございます。ごらんのような啓発活動を今年度も進めてまいります。特に性的マイノリティの方々直面している課題の解消に向け、先進的、先導的に取組みを推進しておられる企業等を認証するLGBTリーディングカンパニー認証制度でございますけれども、昨年度末に10件の認証を行いまして滑り出しておりますので、こうしたことにつきまして企業向けの周知啓発にも取り組んでまいりたいと考えております。

大きな2番、LGBT当事者に配慮した取組みでございますけれども、昨年度から引き続き人権啓発・相談センターでの強化相談日の取組みを継続してまいります。また、今年度はリーディングカンパニー認証制度とは別の新たな表彰制度にも取り組んでまいりたいと考えておりますが、これにつきましては後ほど改めてご説明し、ご意見を賜りたいと考えております。

3のその他についてでございますけれども、資料4-3をごらんください。実はこの人権審、過去

の審議会、第36回、平成30年の2月でございますが、その際に委員の方からも、LGBTの方々に対しての民間の調査はあるけれども、行政的なものはないですねと、基礎データの把握が必要であるなどのご意見もいただいております。今回これ現状のご報告となっておりますけれども、国立社会保障・人口問題研究所、将来の人口ですとか世帯数の推計を行い発表しておられるところですのでご存じの方もいらっしゃるかと、いわゆる社人研というところでございますが、その社人研を中心とした研究チームが国の科学研究費助成を受けまして、無作為抽出の大阪市民1万5,000名を対象とし、性的少数者に関するアンケート調査を実施するというお話がございまして、これに大阪市が協力をいたしております。その最終的な調査結果は今年の秋ごろまでにまとめるということでございますが、この4月下旬に速報ということで一部の結果が発表されておりますので、その資料を資料4-3といたしましてつけさせていただきます。これによりますと、回答者が4,285人でございますが、これにつきましてLGBT、さらにアセクシャルと申しまして誰に対しても性愛感情を抱かない無性愛者、LGBTの合計で3.3%いらっしゃったということ、また大阪市が協力させていただくに際しまして、大阪市の性的少数者にかかわる各種取組みへの賛否についても設問を入れていただくということを行いましたけれども、その結果としましては、多くの市民の方から取組みへの賛意を示していただけていることがわかったと、こういうことが発表されておりますので、この際ご報告申し上げます。本格的な結果分析は、現在、社人研側のチームで行われておりまして、先ほど申し上げたように秋ごろに取りまとまと聞いておりますので、その結果につきましても、私どもとしても把握をしてみたいと考えておるところでございます。

資料4-2の表彰制度につきましてはこの後ご説明し、ご意見を頂戴したいと考えておりますので、まずここまでの説明につきまして委員の皆様からご意見を頂戴できればと考えております。

よろしく申し上げます。

○山西会長 わかりました。それでは、表彰制度については後で説明を再度いただいた上で質問、ご意見等を伺いたいと思います。それ以外のところでご質問、ご意見は、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○三成会長代理 資料4-3の調査のところ、とてもよい調査をなさったなと思います。やはり行政の調査がなかったものですから、このような調査結果が出てくるということは大変いいというふうに思いました。

ちょっと確認をさせていただきたいのは、今回自治体として協力したのは大阪市だけだったということでしょうか。

○森人権企画課長 本件調査につきましては大阪市のみの協力と認識しております。

○三成会長代理 そうですね。もっと複数の自治体があればいろいろ比較ができるかなと思ったので、その点の確認です。今後とも、このような調査を積極的にしていただければと思います。

○森人権企画課長 ありがとうございます。ちなみに経緯としてそういうことが言われている中でこの調査は社人研が主体となって大阪市協力で行ったということなんでございますが、実は昨年名古屋市さんが別途調査した結果というのも発表されております。これは内容につきましては名古屋市さんのホームページでも掲載されていますので、またご参考にしていただければというふうに考えております。

○山西会長 あと、ご質問、ご意見は、ございますでしょうか。

○鈴木委員 鈴木です。

私も同じようにアンケートについては実は非常に評価しておりまして、ほかの都道府県とか市町村でもなかなかこういったエビデンスがないというところで二の足を踏んでいる自治体もあったと聞いているんですが、こういったものがあることによっていろんな制度が進んでいく、実際ほかの自治体にもこのデータ参考にされているということを聞いておりますので、詳細な結果を私も楽しみにしております。感想です。

○山西会長 ありがとうございます。森さん。

○森人権企画課長 ありがとうございます。国の科学研究費を用いて調査をいただくということで、我々は先方から調査をしたいというふうなお話をいただいて対応させていただきました。大阪市を選ばれたというふうなことににつきましては、一定の大都市性と、それから私どもLGBTなどの性的少数者の方々に対する施策も一定あるというふうなことなどをお考えになって大阪市を選択されたというふうなことでございます。私どもとしましては、なかなか財政状況も厳しい中で、独自でやるとなるとやはり我々予算を用意しなければならないのでございますけれども、今回のお話は、そういった調査に関する予算的なものの支出というのは大阪市には求めませんというふうなお話でございまして、そういったありがたいきっかけもあった、というふうなことでございます。

以上でございます。

○山西会長 あとご質問、ご意見は、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、この調査の詳しい分析ができましたらまたご紹介いただいて、それを踏まえて大阪市のほうでさらにどういう取組みができるのかということについてもまた検討していただければというふうに思います。

では、引き続き議事を進めさせていただきます。まず議題(1)のエのLGBTなどの性的少数者にかかる取組みについて今ご意見お聞きしましたので、その残りました表彰制度についてご

説明いただけますでしょうか。

○森人権企画課長 人権企画課長森でございます。引き続き説明をさせていただきます。

資料4-2をごらんいただきたいと考えております。(仮称)LGBTフレンドリー表彰制度のたたき台でございます。この制度は、既にスタートしております事業者向けの認証制度とはまた異なりまして、そうした認証を受けているかどうかですとか、そもそも事業者であるのかどうかとか、そういったことにこだわらずに、大阪市内を主たる活動の場として特に顕著な功績が認められる個人、団体、学校又は事業者を、年に一回市長名で表彰しまして、社会全体で多様な性のあり方の理解を促進するため、すばらしいものを後押ししていこうというふうなことで現在検討中のものがございます。今後、性的マイノリティにかかる人権課題について詳しい有識者の方、あるいは当事者の方々にお願いをいたしまして、さらにどのような制度にするかも詰めていった上で、今年のおとぎから始動させたいというふうに考えておりますが、そうした検討に先立ちまして、こちらの審議会に制度の大枠につきましてご意見を頂戴できればと思ひまして、現時点のたたき台をご説明さしあげるものがございます。

たたき台の第1、それから第2、第4につきましては、今申し上げたようなことを記載しておりますので割愛いたしまして、他の項目の説明をいたします。

第3の賞の種類でございますけれども、制度開始時においてはLGBTフレンドリー賞1ついたしますけれども、今後、応募などの内容や件数の状況も踏まえ、複数にするかどうかを検討していきたいというふうに考えております。また、表彰の件数につきましては、表彰自体の価値の確保といったことも考慮いたしまして、5件程度プラスマイナスアルファというふうな目安をお示ししているところでございます。

第5の被表彰者の選定と決定でございますが、表彰制度を設けるにあたりましては、その審査対象をどのように把握するかは幾つかの考え方があろうかと考えております。募集をせず、一切を市役所の責任で調査をするという方法もありましょうし、募集をかける方法、それも自薦他薦と方法がございます。それぞれ短所と長所があろうかと思ひますけれども、現段階におけるLGBTに関するさまざまな取組みの実情がどれぐらい把握できるかといったことなども考えまして、どういった方法をとるべきかということはまだ思案中でございます。人権審の委員の皆様それぞれのご見識、あるいは市民的感覚からご意見を頂戴できれば幸いでございます。

審査対象の把握ができましたら、選考に当たっては、第6にもありますように外部の選考委員による選考作業をお願いした上で、最終的には市長名での表彰を行ってまいりたいというたたき台としております。

第7でございますけれども、この表彰に関する事務は既に運用しておりますパートナーシップ宣誓証明制度や事業者向けのリーディングカンパニー認証制度と同様、人権啓発・相談センターにおいて行うというたたき台としております。

細目等の必要事項は別途市民局長が定めることとしております。

裏表の資料の裏面、2ページ目に進んでいただきまして、大まかなスケジュールの案を示しております。本日、審議会委員の皆様からご意見を頂戴した上で、先ほど申し上げましたように制度検討の有識者あるいは当事者をお願いいたしまして会議を開催し、最終的には特別職にも上げまして、市としての制度の決定公表を行いたいと考えております。その後、一定期間の選考対象受け又は審査を行った上で、年度をまたぎますけれども、年度明けの令和2年4月あるいは5月に選考会を行いまして表彰式を行ってまいりたいと考えてございます。

説明は以上でございます。ご審議よろしくお願い申し上げます。

○山西会長 ただいま説明のありましたこの表彰制度等につきまして、ご質問、ご意見は、ございますでしょうか。何でも。これどうなってるのとか、どうするのかとか。杉田委員。

○杉田委員 最後の今後のスケジュール、案として出されておりますが、11月に制度の決定をして公表して、11月に入って3月ですね。もう少し早いところで表彰できないんですかね。やはりなかなか、制度があってはじめて皆さん認識されますので、ちょっとスケジュール感的にはスピード感がないような気がしますけど。

○森人権企画課長 ありがとうございます。現在の案といたしましては、やはりはじめてのこういった制度というふうなこと、それから、いわゆる男女なんかでしたら例えばきらめき、あるいはそれに関する表彰等も既にかなり知名度を持って行われておりますが、我々こういった制度をやっぱり知名度も上げていきながらというふうなことを考えていまして、現在の案といたしましては、この期間中に幾度か周知を行って、その啓発効果によって、応募の場合ですけれども、より多くの応募をいただく。また、調査期間についても一定確保するというところで今後のスケジュールを検討して、若干長めのこういった期間をとらせていただいているところではございますが、今委員のほうからそれはちょっとスピード感にもとるんじゃないかというふうなご意見を頂戴しましたので、こういったことも含めまして今後の検討を進めてまいりたいと考えております。

○山西会長 ほかにご質問、ご意見は、ございますでしょうか。辻川委員、どうぞ。

○辻川委員 質問させていただきます。表彰制度について、頑張っている皆さん方の大きな励みになると思っております。その中で、対象について個人、団体、学校とありますが、区の実践で随分職員さんが頑張っておられます。行政も対象になるということではよろしいのでしょうか。

○森人権企画課長 私どもやはりこれは私どもとして、役所として大阪市民の皆様、あるいは大阪市内で活動されている皆様というふうなことを考えてございますので、正直申し上げまして市の職員を表彰するというふうなことは、ここでいうところの範囲には含めて考えてはおらなかったところでございます。委員のご指摘がございますので、その点も含めて検討はさせていただきたいと考えています。

○辻川委員 ありがとうございます。といいますのは、グローバル社会として、大阪がこれからクローズアップされるところです。その中で大阪市の方針としてニア・イズ・ベターを基に、区独自の取組みをどうするべきか、またその独自の取組みを市民サービスにつなげるかがございましたので、あえてお尋ねしたところでございます。

○田丸市民局理事 市民局理事の田丸でございます。

今お話しいただいて、行政職員も頑張っているということで非常にありがたいんですけども、このスキームでは私どもとしましては市民の方ですとか事業者の方を対象に想定しております。行政、本市職員ということで申しますと、職員につきましては、顕著な功績があったものを市長が表彰するという職員表彰制度がございます。これまでも毎年いろいろな職員提案や、職員がこれまで取り組んできたことを局の表彰ですとか、また市全体での表彰として対応しております。職員についてはこれらのスキームで対応しており、新たな表彰制度は基本的には市民や事業者の方向けというスキームで現在のところ考えたいと思います。

○辻川委員 承知いたしました。

○山西会長 質問、ご意見は、ございますでしょうか。

はい、鈴木委員。

○鈴木委員 こういったポジティブなイメージをPRしていくというのは非常に共感できるなと思うんですが、私も応援しているんですけども、学校が一つキーワードかなと思ってまして、学校を表彰する場合、事業者としての学校なのか、例えば教育プログラム、最近割と大学生、高校生、このテーマ興味持っているんですけども、教育プログラムの表彰なのか、両方とも含めて少し大きな枠で捉えましょうということなのかというのは、そのあたりイメージがありますでしょうか。

○森人権企画課長 ありがとうございます。今お話しがありました、1つは表彰対象となる取組み、また、表彰される方というふうなこと、2つの要素があるかなと思っています。今のところ私どもとしてはそこに何か限定をかけようとか、こういう枠組みでないといけないとか、そういったところを考えているところはありません。例えば複数学校で何か一緒に取組みをされているとか、学校法人として何か取組みをされている、あるいは学年単位なのかクラス単位なのか、そういったことも

含めまして、今のところ特にそこに限定をかけようという思いではつくってはおらないところでございます。それがどのような仕組みで表彰対象を捉えてくるかというふうなことによりますけれども、その中身によって、また外部の委員の方の選考によって判断をしていけばいいのかなというふうには考えているところでございます。

○山西会長 ほかが質問、ご意見は、ございますでしょうか。よろしいですか。

課長のほうから、応募対象を誰にするのかというのは、先ほど公務員は含まれないという話も出ましたけれども、このたたき台だけを読んで応募を求めると、頑張っている職員の方が自分もということで自薦とか他薦で出てきたときとか、いろいろ出てくると思うので、再度、7月から10月に検討会議が開催されるようなので、応募する際にはきちんと誰が対象になるのか、この人たちは除きますという部分だけは明確になるか、それともそういうことは余り問わずに広く行こうよとなるのかだけは詰められたほうがいいのかなというような気がしますので、また検討をしてください。もし職員とか自治体を除くのであれば、除くという書き方をどういうふうにするのか、職員はどこの職員まで対象になるのか結構難しいところがあるかと思うんです。またご検討いただければと思うんですが。

○森人権企画課長 ご意見ありがとうございます。もちろん今おっしゃったようなこと、会長は今のお話しですと何らかの応募をしてもらおうというふうなことを前提のご意見をおっしゃっていただいているのかなと考えてございますけれども、そういったことにつきましてやはり条件的なものをきちんと明らかにして誤解のないようにしていくというふうなこと、これは後ほど、制度検討のための有識者等の会議でお願いもしますけれども、それだけではなくて我々役所としてもこれまでの蓄積等もございますので、ちょっと意を用いて努力してまいりたいと考えてございます。ありがとうございます。

○山西会長 あと質問、ご意見ございますか。よろしいでしょうか。そしたらまた進行していくたびにまたできればこの会議のほうにも状況をお知らせいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○森人権企画課長 恐らく次の審議会の時ですとスタートしましたということになるかもしれませんが、いずれ報告はさせていただきたいと考えております。ありがとうございます。

○山西会長 それでは、議事を進めさせていただきます。議題(2)の個別の課題についてのア、大阪市多文化共生指針(仮称)の策定について、事務局より説明をお願いいたします。

○藤本多文化共生担当課長 多文化共生担当課長の藤本でございます。

私のほうから大阪市多文化共生指針(仮称)の策定について、前回の審議会以降の進捗につ

いてご説明させていただきます。

資料5-1をご用意させていただいていますが、大阪市多文化共生推進体制についてを、ご覧ください。

新市長になりまして、多文化共生の推進につきましては、副市長のマネジメントのもと進めていくようにというような指示が出ております。その中で具体的に多文化共生の施策を区・局横断的に推進する、総合的かつ円滑に推進するための庁内組織として、大阪市多文化共生施策推進本部を4月12日に立ち上げました。推進本部につきましては、市民局理事を本部長、市民局ダイバーシティ推進室長を副本部長とし、8区の副区长、それから情報発信や福祉、子育て、教育等、多文化共生の推進にかかわりの深い部局の部長級を本部員としております。区役所については、手挙げ方式で参画の意向のありました中央区、浪速区、西淀川区、東成区、生野区、住之江区、平野区及び西成区の8区となっております。また、推進本部員を補佐するため、全区・全部局の課長級で構成する幹事を置いております。今後、この推進本部体制のもと、新たな指針及び行動計画の策定を進め、指針及び行動計画の策定後は、各施策において行動計画に基づく事業を推進するとともに、各局の施策や事業の総合的な調整を担ってまいります。

今回、新たな指針の策定に当たりましては、本審議会の委員も務めていただいております鈴木先生をはじめ4人の有識者の方から意見をお伺いしながら進めていくこととしております。4月22日に一度有識者の方々にお集まりいただきまして、スケジュールや進め方などのご説明をさせていただき、ご意見をいただきました。その際、指針に盛り込むべき視点として、単に啓発すればよいというものではないが、人権の視点というのはやっぱり必要だ、外国人住民の側ではなく日本人の意識が変わるといった観点が必要である、また外国人の社会参画の機会が必要、あと先ほどSDGsの話がありましたけれども、この中でも特にしんどい子どもを取りこぼさない、そういう視点が必要だといったようなご意見をいただきました。また、策定過程において当事者意見の聴取が大事であるといった進め方についてのご意見もいただきました。あわせて、それぞれの部局の感じている課題や問題意識等について直接有識者と意見交換をする場を持ってはどうかというご意見をいただきまして、今月の下旬に数回に分けて推進本部を構成する区・部局と有識者の方々との意見交換を行って、それらを踏まえまして指針の策定を進めてまいりたいというふうに考えております。

今後、続いてご説明させていただきます外国人材受入環境整備検討調査の結果なども踏まえて、今年度中の策定を目指し取組みを進めてまいります。

続きまして、資料5-2、外国人材受入環境整備検討調査についてをご覧ください。本年4月に

いわゆる入管法が改正されまして、今後ますます外国人が急増することが想定されると思いますが、外国人の受入環境の整備に向けて必要となる対応策を検討するための基礎資料とするため、大阪府と大阪市が連携し、外国人の労働環境や生活環境についての実態や課題を把握するための調査を実施いたします。

調査のイメージですが、大きくは特定産業分野の事業者に対する調査と、外国人住民の生活状況に関する調査の2つのアンケート調査を柱と考えております。左側の特定産業分野の事業者に対する調査につきましては、大阪府のほうで調査内容等を中心になって検討を行っているところでございますけれども、新たな在留資格である特定技能の外国人の受入が可能となる特定産業14分野のうち、既に資格試験が開始され早期受入が想定されている3分野の中から、府内の宿泊事業者を対象に事業者の意向等アンケート調査を行ってまいります。生活者としての外国人に対する事業者のサポートについてもこのアンケート調査の中で盛り込んでまいりたいと考えております。

次に右側の外国人住民の生活状況把握のためのアンケート調査でございますが、府内外国人住民の約6割が大阪市内に在住されているということから、大阪市内の外国人住民を対象に、調査票によりアンケート調査を実施していきたいというふうに考えております。経費の問題があるんですけれども、韓国、朝鮮、中国、ベトナム、フィリピン、ネパール、英語といった大阪市内の在留の方の国籍等に応じて多言語による調査票を作って実施をしてみたいと考えております。調査項目等につきましては、大阪市が中心となり検討を進めることになっておりますが、現在、他都市の事例なども参考に検討を行っているところでございます。おおむね資料に記載させていただいておりますような内容を想定しておりますが、有識者の方々からも意見をいただき進めてまいりたいと考えております。

この2つのほか、下に書いておりますように、特定産業分野14業種の事業別事業所数の調査というようなことも行いながら、府内外の集住地域の現状課題についての情報収集や、日本語学校等へのヒアリング調査の実施も検討しているところでございます。

これらの調査につきましては、秋ごろには中間の取りまとめを行い、本市の多文化共生指針にも反映してまいりたいと考えております。私からの説明は以上でございます。

○山西会長 ありがとうございます。

それでは、議題(2)のAの分についてのご意見、ご質問でございますでしょうか。和田委員。

○和田委員 和田です。

先ほどの分とあわせて教えていただきたいんですけれども、今説明いただいたのは多文化共

生施策ということで、先ほどのアンケートのところには共生という言葉が使われているんですけども、多様性というところがベースにあっての多様性の中での共生ということだと思っておりますけれども、もう少しこの共生という言葉をいろいろなところで使っているイメージだったり背景だったりとか思いだったり、そういうものを具体的に教えてください。

○山西会長 事務局のほうから。

○藤本多文化共生担当課長 すみません、藤本です。

今回、多文化共生の指針をつくっていくというようなところにつきましては、これは外国籍の住民であるとか、あと日本人だけれども外国にルーツを持つ方といったような方たちと、その方たちが日本人と同様のサービスをちゃんと受けられているとか、あと活躍の機会というのがつくれているか、一緒に新しい多様な活力のあるまちをつくっていくというようなことができるかというような内容でもって、特に外国から来られる、特に今回は入管法なども改正されて大きくこれからもふえていくというようなことを念頭に置きましてつくっているものになっております。共生という部分につきましてはいろいろな使われ方が、ともに生きていくということでありますので、多様ないろんな場面で使われると思っておりますけれども、今回外国人の施策としての取扱いとしてはそういうような形で考えております。

○和田委員 ありがとうございます。

○山西会長 ほかに質問、ご意見ございませんか。妻木委員、どうぞ。

○妻木委員 妻木です。

実態把握のための調査をされるということなんですが、統計調査も重要だとは思いますが、新たな問題というか、一体何が課題かよくわからないという場合は、やっぱり質的な調査をじっくりすることも重要なかなと思います。ヒアリング調査と書かれているので、想定はされているんだろうと思うんですが、ぜひ、少数でもいいと思うので、当事者の方にじっくりインタビューをして、気づいていないような課題を見出すような方法も重要なかなと思いました。意見です。

○藤本多文化共生担当課長 ありがとうございます。我々のほう有識者の先生方からも、アンケート調査というのはやっぱり限界があるよということで、他都市のアンケートを見ましてもやはり外国人ということで回収率というのもそれほど高くないこともありまして、策定の過程で当事者の方の意見というのを聞くのが大事だよというようなことのご意見もいただいておりますので、我々のノウハウとか、力量の部分でどこまでできるかというのはあるんですけども、そういったご意見を踏まえてヒアリング調査等を行ってまいりたいと考えております。ありがとうございます。

○山西会長 ほかにご質問、ご意見は、ございますでしょうか。

ちょっと私のほうから。外国人住民へのアンケート調査、これはそれぞれの国の言葉に合わせたような質問事項にされるのでしょうか。

○藤本多文化共生担当課長 今考えておりますのは、質問項目については同一で、それを、対象者を抽出した際の母語に近いものと、やさしい日本語的な、ルビを振ったような日本語の分とあわせて送らせていただいて、どちらかで回答していただくというようなイメージで思っております。

○山西会長 ありがとうございます。ほかございませんでしょうか。よろしいでしょうか。鈴木委員。

○鈴木委員 ちょっと私もこちらの指針の改定であったり、アンケート項目にかかわっております。どの立場でお話ししていいのかというところもあるんですけども、非常に限られた時間とリソースの中でやっておりますし、今後恐らくパブリックコメントのような形で指針の改定というところで意見を聴取、皆さんからいただくという場面もあろうかと思っておりますので、どちらかというは今委員としての立場ではないんですけども、ぜひそのときにはご協力いただければなと思っております。よろしく願いいたします。

○山西会長 ありがとうございました。

そうしましたら、今出ました意見等も踏まえていただきながら、引き続き取組みのほう進めていただければというふうに思います。

では、議事を進めさせていただきます。議題(2)のイの大阪市犯罪被害者等支援条例の制定について、事務局のほうから説明お願いいたします。

○古武共生社会づくり支援担当課長 人権企画課の担当課長をしております古武でございます。よろしく願いします。

それでは、私のほうより(2)イの大阪市犯罪被害者等支援条例(仮称)の制定についてご説明をさせていただきます。

この案件につきましては、前回の第38回審議会におきまして、犯罪被害者等支援についてという議題で条例制定に向けて検討を進めていくということを説明していただきまして、委員の皆様から犯罪被害者の定義などについてご意見をいただいていたところでございます。

それでは、まず資料6-1をごらんください。条例制定に向けて検討を進めていくにあたりまして、犯罪被害者当事者の方や民間被害者支援団体、それから学識経験者等からの意見を求めるため、犯罪被害者等支援条例制定に係る懇話会というのを開催しております。説明は省略させていただきますけれども、資料6-2が懇話会の開催要綱になっておりまして、資料6-3が懇話会の委員名簿になっておりますので、ご参照ください。

資料6-1に戻りまして、この懇話会を、このページに記載がありますように3月、5月、そして昨

日の合計3回今まで開催し、当事者の方等からご意見をいただけてきました。まず1回目、3月のときには、そのときの参考資料としまして出させていただいたのが資料6-4、他都市におけます支援条例の現在の制定状況、それから資料6-5にございます他都市における各種支援施策等の概要という資料をお示しし、ご意見をいただきました。

そのときの委員からの主な意見としては資料6-6をご覧ください。まず、相談窓口についてのご意見としまして、窓口への専門職の配置や、複数人での意見を聞き取るというか相談を聞く配置が望ましいなということ、それと、犯罪事象発生の初期段階での対応が有効であるということ、それから弁護士費用は行政で援助してもらえるとありがたい、PTSD等で苦しむ被害者のために精神医療の支援の検討をしてもらいたい、それから先行他都市のように見舞金など日常生活の支援があれば助かる、それから広報のさらなる推進や人材育成が必要であると、その必要性について意見がありました。それから、当事者の声を聞いてよりよい制度に改善していくことが大事であろうというような意見がございました。

それから、5月の第2回では、第1回でいただいた意見を踏まえ、資料6-7にあります条例骨子素案(たたき台)として我々事務局のほうで作成し、懇話会の資料としてお示しをさせていただきました。このたたき台は国の基本計画及び先行他都市の条例をもとにまず作成してみたものでございます。

それでは、説明させていただきます。このたたき台につきましては、1の目的から17の委任ということで17項目としました。1から3につきましては目的、語意の定義、基本理念ということで記載をさせていただいております。4から6では市の責務、市民等の責務、事業者の責務ということで記載をしております。

7の被害発生初期段階における支援という項目につきましては、1回目の意見にありました初期の緊急介入についてのご意見を反映させたもので、ここに記載をさせていただいております。この初期の介入イメージとしましては、犯罪被害が発生した直後に、例えば大阪府警から被害者に関する情報提供なんかをいただきましたら、必要に応じて被害者の状況の把握に努めまして、支援についての情報提供を行えないかというふうなことでここにちょっと入れさせていただいております。

それから、8の相談及び情報の提供等につきましては、本市が犯罪被害者等に対し、直面しているさまざまな問題についての相談に応じ、必要な支援及び情報提供、助言を行うということを記載しております。

9の経済的負担の軽減等につきましては、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るために必

要な支援、また、犯罪被害等により、例えば従前の住居に居住することが困難となった場合に、市営住宅の優先入居による住居の提供などの支援を行うというふうなことを記載をさせていただいております。

10番、精神的被害からの回復に向けた支援につきましては、犯罪被害者等が受けた精神的な被害から回復することができるよう、必要な支援を行うということを記載しております。

11の雇用の安定につきましては、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について、事業者の理解を深めるための必要な施策を講ずるというふうなことを記載をさせていただいております。

12の民間支援団体に対する支援につきましては、その活動の促進を図るために、情報提供等必要な支援を行うということを記載させていただいております。

13番、市民等及び事業者の理解の増進ということにつきましては、犯罪被害者等が置かれている状況や二次被害の防止及び支援の必要性について、市民等や事業者の理解を深めるための必要な施策を講じることということを記載をさせていただいております。

14番の人材の育成ということにつきましては、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するために必要な支援を講ずるということを記載させていただいております。

15番、意見の反映につきましては、犯罪被害当事者の意見を聞いてという意見がございましたので、その意見を反映させていただいて、犯罪被害者等の支援に当たり、犯罪被害者等や有識者などから意見を聴取して、市の施策に反映させることを記載させていただいております。意見聴取するための手法のイメージとしましては、当事者の方や有識者の方などから、将来、本市が条例に基づいて実施していくこととなる支援施策についてのご意見をいただき、それを踏まえて施策の改善などについて検討していくといったものでございます。

16の支援を行わないことができる場合ということにつきましては、本市が犯罪被害者等の支援を行わない場合についてを記載させていただいたものでございます。

17の委任につきましては、条例に定めるものや条例の施行に関する必要な事項について、それらについては市長が定めるといったことを記載したものでございます。

以上の条例骨子素案(たたき台)についてのご説明をさせていただきました。

それで、この第2回目につきましてはこのたたき台について意見をいただいたところでございます。そのときの委員からの主な意見としましては、資料6・8をごらんください。

まず、「定義」のところについてでございますが、当事者の集まりを指す犯罪被害者団体という

定義づけもしていただければどうかというご意見が出ております。

それから、9番に書いておりました「経済的負担の軽減等」につきましては、抽象的な文言ではなく、ある程度は具体的なことを書いてもらえないかというような意見が出ておりました。

10番、「精神的被害からの回復に向けた支援」につきましては、PTSDで相談に来たときに紹介できる場所、そういった医療機関をきちっと確保することが大切であろうという意見をいただいております。

15番、「意見の反映」というところにつきましては、どんな手法でしていくのか、意見を収集し反映していくのかということをもう少し具体的に書いたほうがよいのではないかというような意見をいただいております。

それから、その次の「支援を行わないことができる場合」という項目につきましては、支援を行わないことができる場合とは、適切でないと認められる場合をもっとはっきりどんな場合であるということを書くべきであろうというふうな意見をいただいております。

そのほかの意見としましては、被害者の人生を守るために権利という文言をどこかに入れることはできないかというふうなご意見がございまして、そのほかにも、相談窓口の関係機関の担当者同士でつなげる、そういった仕組みが必要であろうということとか、被害者の立場にたてば迅速に弁護士を派遣するというふうな仕組みが必要だというふうな意見、それから被害者の実情について、学校の教育の場で教えてもらうことはできないかというふうな意見が出ておりました。それから、犯罪被害の支援に関する有識者などと被害者等が相談したり、語り合うような場所が用意してもらえるとありがたいなというような意見もありました。

それから、3回目につきましては、実は昨日開催したところをございまして、それまで2回でいただいた意見につきましては、その論点の整理を図っていくということを趣旨として実施しまして、主なご意見としましては、条例に規定するものとそうでないものなどの整理を図る際には、できるだけ条例に記載することが大阪市の姿勢を示す意味でも望ましいというような意見が出されたところでございます。

以上、簡単ではございますが、きのうまでの3回の懇話会についてご説明させていただきました。本日は、この審議会の委員の皆様からもご意見を頂戴し、いただいたご意見を踏まえまして、今後事務方のほうで庁内関係部署と調整を図りながら、条例骨子素案ということで作成をしてみたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○山西会長 この点に関しましてご意見、ご質問は、ございますでしょうか。杉田委員、どうぞ。

○杉田委員 すみません、こういう質問がいいかどうかですが、犯罪被害者という規定ですね。

いつ何をもって犯罪被害者というふうに認定されるんですか。

○古武共生社会づくり支援担当課長 犯罪被害者という認定でございますが、今思っておりますのは、例えば、今後経済的な支援に係りまして制度をつくっていった場合、例えばそういったものを受ける際にはやはり警察への被害届を提出していただくということが必要なのかなと思っております。あと、相談を聞かせていただいて、必要なところであろうということにつないでいくというふうなことにつきましては、特段そういったことも必要ないかなと、ご自身がちょっと被害に遭ったんやということでありましても、相談はきちっと受けて必要なところにつないでいくと。紹介、情報提供ということをしていくことになるだろうというふうに考えております。

○杉田委員 今のお答えでしたら、まだはっきりとしてないという感じですかね。やはり条例ですから。条例のたたき台ですね、これ。やはり条例で出す以上、その辺のところきちっと規定をしておったほうがいいのかなと。寄り添うとありますけれども、本当にそういう方やということをきちっと認定されなければ、いろんな相談ありますから、被害妄想的なものもあるかもわかりません。そういった意味ではきちっとやっぱりそういうところ規定を設けて条例を出されたほうがいいような気がいたします。これは意見ですよ。

あと、16番の、先ほどもちょっと有識者の方のご意見もありましたけど、私も16番の支援を行わないことができる場合と、まずこういう条例がいいのかどうかも、私ちょっと疑問なんですけどね。具体的にこれ教えてください、今。どういうことを想定して犯罪被害者等の支援を行わないということなのですか。

○古武共生社会づくり支援担当課長 今想定しておりますのは、はっきり申しまして反社会的な組織に入っておられる方でありますとか、もうちょっと言い方を変えますといわゆる社会通念上支援をすることはふさわしくないといえますか、社会通念上で犯罪被害者支援を行わないほうがよいといえますか、といったことを考えております。わかりやすくいいますと反社会的勢力を想定しています。

○杉田委員 具体的に文書ができるの。条例として、そういうことが。

○古武共生社会づくり支援担当課長 条例として、条例の骨子の案としてどんどんこれからつくり上げていくときにはそういったことははっきり書いていくこととしております。書いていきたいと考えております。

○杉田委員 わかりました。

○山西会長 あとご質問、ご意見は、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

また私のほうからも。これ多分、この条例ができた後の犯罪に限るのか、前の犯罪までさかの

ぼっていいのか、恐らく細かなことがいっぱい、具体的に条例にしようと思うと出てくるかと思うので、そのあたりも有識者の方の意見等、また何かあればいろいろ聞いていただいた上で取り組んでいただければと思います。ありがとうございました。

それでは、一応議題のほうはこれで終了ということになります。

次に、報告事項といたしまして、第8回大阪市同和問題に関する有識者会議について、事務局のほうからご報告をお願いいたします。

○古武共生社会づくり支援担当課長 続きまして、古武でございます。説明させていただきます。

それでは、私のほうより第8回大阪市同和問題に関する有識者会議についてご報告をさせていただきます。資料7-1をごらんください。

有識者会議につきましては、同和問題に関する課題の解決に向けまして、幅広い方々からご意見をいただくことを目的として設置しております。平成31年3月25日に開催いたしました第8回有識者会議について説明をさせていただきます。

議題の(1)としまして、大阪市における人権相談・啓発事業について、人権啓発・相談センターから人権相談の取組み及び人権啓発の取組みについての説明を行い、委員の方々から課題別相談内容の構成比率の出し方や、その他の項目からLGBTに関する相談などの新たな項立ての提案、相談体制等についてのアドバイスをいただいたところでございます。

議題(2)としまして、LGBTなどの性的少数者に配慮した取組みについて、パートナーシップ宣誓証明制度及びLGBTリーディングカンパニー認証制度について説明を行いまして、委員の方々からは、周囲の無理解や偏見の解消のためにも教育啓発が重要であるということや、SOGIという言葉の使い方を今後検討してもらいたいといったご意見をいただいたところでございます。

議題の(3)としまして、部落差別の解消の推進に関する法律第6条に基づきます部落差別の実態に関する調査につきまして、国からの要請により、具体的な設問様式は出すことはできないとの説明の上、資料7-3によりまして、調査の概要について説明を行ってきたところでございます。委員の方々から、当該の案件の取扱いなどについてご意見をいただきました。

それでは、この法律第6条に基づく調査につきまして、資料7-3によりまして私のほうから説明をさせていただきます。

まず、この第6条に基づく調査が何かと申しますと、趣旨にありますように、平成28年12月に施行されました部落差別解消推進法では、部落差別を解消するため、国及び地方公共団体は、相談体制の充実、必要な教育・啓発を実施すべきとされておりまして、また、それらの施策を実施するために、法律の第6条で、国は、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査

を行うべきと定められております。本件の調査は、国が法律に基づいて実施する調査でありまして、大阪市が協力するということになっております。実はこの法律第6条に基づく調査につきましては、4つの項目といいますか、4つの調査を国が行うというふうに説明を受けました。まず1つは法務省の人権擁護機関がそれまでに把握しておる差別事例の調査、それから②と書いておりますけれども、教育委員会を含みます地方公共団体が把握する差別事例の調査、それから3番目としましてインターネット上の部落差別に関する調査、それから4番、一般国民に対する意識調査、この4つの調査を国が行う、法律に基づいて行うということになっております。

それで、このたび大阪市のほうが協力して行うということになっておりますのは2番にあります教育委員会を含む地方公共団体が把握する差別事例の調査でございます、1番は法務局がします。3番と4番につきましては、いつどのタイミングでするのかということにつきましては、大阪法務局のほうからは、説明があった時点では、現在、まだ未定であるということでございます。

それから、この調査への回答に当たりましては、部落差別解消推進法の附帯決議の趣旨を踏まえまして、個人や地域が特定されることのないよう十分に配慮願いたいというふうに説明を受けて調査票を書かせていただきました。また、この調査につきましては、いわゆる地方公共団体、いわゆる市長部局、それと教育委員会が回答するものということで2種類になっておりました。

調査内容につきましては、平成25年の1月から平成29年12月末までの5年間に、その市町村が部落差別に関する被害者や関係者などから各種相談や関係機関からの報告を通じて把握した差別事例(相談等を含む)を、各暦年別、項目別に件数を回答するといったものでございます。その件数を回答する形式と、一部記述する方式の全12問となっております、5月31日の提出期限で本市も出させていただいております。この調査につきましては大阪市が協力するということを申し上げましたけれども、日本全国津々浦々、各都道府県、市町村、それぞれ同じ質問様式、質問項目で回答を求むということで、大阪市のほうは大阪市のほうでお答えをさせていただきました。

なお、調査結果の公表につきましては、先ほど説明させていただきました1番から4番、法務省が把握している差別の事例調査と、一般国民に対する意識調査、これらを全て終えてから公表するというふうに説明を受けております。公表時期についてはまだ全くの未定であるというふうな説明でございました。

以上、簡単ではございますが、部落差別の解消の推進に関する法律第6条に基づく部落差別の実態に係る調査について説明をさせていただきました。

以上、ご報告でございます。よろしく申し上げます。

○山西会長 ありがとうございます。

ただいまの報告に対してご質問、ご意見は、ございますでしょうか。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、ほかにご報告事項はございませんね。

それでは、本日の議題及び報告等に関しては以上でございます。

また、今日議論いただいた内容、意見につきまして、今後、人権施策の取組みを進めるに当たって十分反映、活用していただけるように事務局のほうで検討の上、着実に実施を図っていただきたいというふうに考えております。

杉田委員、どうぞ。

○杉田委員 ちょっとお願いなんですけれども、人権施策の推進、大阪市として非常に努力されているということは感じ取れました。逆に予算のほうですね。人権施策の大阪市の予算。細かいところまで具体的に款項目節、そこまで具体的に人権施策に関する予算ですね、再度ちょっと教えてほしいんです。それと他都市、旧5大市で結構ですので、この人権施策に関する予算ですね、どの程度予算を組んでいるか、ちょっとそれ比較対照していきたいので。よろしいでしょうか。

○森人権企画課長 今すぐということではありませんが、後ほど。

○杉田委員 もちろんです。後から。資料要求です。すみません、お願いします。

○山西会長 よろしいでしょうか。それでは、事務局のほうにお返しいたします。

○廣原人権企画課担当係長 さまざまなご意見をいただき、まことにありがとうございました。

それでは、以上をもちまして第39回大阪市人権施策推進審議会を終了いたします。

本日はありがとうございました。

— 了 —